

「愛知県農業水産局及び農林基盤局工事の現場等における遠隔臨場に関する試行要領」（令和3年6月21日付け3農総第95号農林基盤局長）新旧対照表

改 正	現 行	備 考
<p>第1条～第7条（略）</p> <p>第8条 工事成績評価における加点 遠隔臨場を実施した場合、発注方法に関わらず、工事成績評価の「5. 創意工夫【施工】」において評価するものとする。</p> <p>第9条（略）</p> <p>附則 この要領は、令和3年7月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年5月8日から施行する。 <u>この要領は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第7条（略）</p> <p>第8条 工事成績評価における加点 遠隔臨場を実施した場合、発注方法に関わらず、工事成績評価の「5. 創意工夫【施工】<u>15. ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事</u>」において評価するものとする。</p> <p>第9条（略）</p> <p>附則 この要領は、令和3年7月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年5月8日から施行する。 <u>（新設）</u></p>	